※協議会委員、障害者団体等からの意見

| 意見者 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 李木会長職務代理 | 第2条の定義のところです。(3)、(4)、(5）の用語の並びに違和感があります。  (5)、(3)、(4)の並びの方が良いのではないかと思います。まず「障害を理由とする差別」があり、その1つとして「不当な差別的取扱」があるという関係になると思います。結果として「合理的配慮」が「不当な差別的取扱」の後にくることになります。ちなみに障害者権利条約では「障害に基づく差別」「合理的配慮」の順番に並んでいます。 | ご指摘の部分ですが、最近の立法例を見ますと、⑶不当な差別的取り扱い→⑷合理的配慮→⑸障害を理由とする差別、という原文のように小さい項目から大きい項目という並びが、一般的ですので、原案のとおりとします。 |
| 第3条(8)の「障害及び障害者に関する知識と理解」、第6条の「障害及び障害者に関する理解」、第16条の「障害及び障害者に関する（市民及び事業者の）理解と関心」です。それぞれ意図があって使い分けておられるのであれば良いですが、そうでなければ一致させた方が良いと思います。  第16条のことを考えると「障害及び障害者に関する理解と関心」かなと思います。 | ご指摘のとおり、条例の中で記述がバラバラでしたので、全て「障害及び障害者に関する関心と理解」に統一しております。  なお、障害者差別解消法第１５条（啓発活動）に、「～障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深める～」との記載がありますので、そちらに合わせて、「関心と理解」という順番としています。 |
| 広島市ろうあ協会 | 聴覚障害者にとって特に頭を悩ませているのがクレジットカード会社とのやりとりです。カード契約までは契約書に記述するのみで特に問題ないが、例えばカードが破損したり、契約破棄したいとなったときに、カード会社から決まって言われるのが、「本人が電話する必要があります。」と対応される。これは聴覚障害者には大変困難な作業です。それを改善するためにも電話リレーサービスで対応したオペレーターに本人代理を認めるといった条例文があれば聴覚障害者は安心すると思う。 | いただいた御意見については、聴覚障害者に対する合理的配慮の具体的事例として、事業者への周知を行う際の参考とさせていただきます。  なお、本条例では、障害者差別解消法と同様、障害の種類や分野毎の定義はしないこととしており、条例に規定することは考えていません。 |